

(仮 称) 清 陵 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 4 年 10 月

オリックス株式会社



目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧回数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年8月18日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 [別紙1参照]

令和4年8月18日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・北海道新聞（朝刊）

※令和4年8月28日（日）、8月30日（火）に開催する説明会についての公告を含む。

② 広報による公告 [別紙2参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

・広報だて（令和4年8月号 vol.768）

・広報ちとせ（令和4年8月号 No.1109）

③ インターネットによるお知らせ [別紙3参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・北海道のウェブサイト

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/project_hou73_seiryu.html

・伊達市のウェブサイト

<https://www.city.date.hokkaido.jp/hotnews/detail/00006962.html>

・千歳市のウェブサイト

<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21613.html>

・当社 ウェブサイト

<https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html>

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 5 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・北海道環境生活部環境保全局環境政策課 : 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- ・北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課 : 北海道室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号むろらん広域センタービル
- ・伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課 : 北海道伊達市鹿島町 20-1
- ・伊達市大滝総合支所地域振興課 : 北海道伊達市大滝区本町 85 番地
- ・千歳市役所市民環境部環境課 : 北海道千歳市東雲町 2 丁目 34 番地

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html>

(4) 縦覧期間

令和 4 年 8 月 18 日（木）から令和 4 年 9 月 21 日（水）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧回数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 19 名であった。

（内訳）北海道環境生活部環境保全局環境政策課	0 名
北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課	0 名
伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課	0 名
伊達市大滝総合支所地域振興課	19 名
千歳市役所市民環境部環境課	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和4年8月28日（日）16時00分から16時40分まで
- ・開催場所：千歳市民文化センター視聴覚室（北海道千歳市北栄2丁目2番11号）
- ・来場者数：2名

- ・開催日時：令和4年8月30日（火）18時00分から20時30分まで
- ・開催場所：大滝基幹集落センター集会室（北海道伊達市大滝区本郷町84番地1）
- ・来場者数：30名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3参照]

(1) 意見書の提出期間

令和4年8月18日（木）から令和4年10月5日（水）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は39通、意見総数は61件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は61件であった。なお、意見は原文のままの記載としている。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書 1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	・ヒグマの生息地の分断となる計画をやめてほしい。	風力発電機の設置範囲は、面的な広域整備ではなく、ヤード部及び管理用道路の整備などの点及び線的な範囲の整備であり、ヒグマの生息地を分断する規模の開発には至らないと認識しておりますが、調査結果及び専門家からご意見を踏まえ、ヒグマの生息状況調査（糞・足跡など）、予測及び評価いたします。また、その結果に基づき、環境保全措置についても検討いたします。
2	・山林火災の可能性があり、消火が困難なこの地に計画を進めないでほしい	過去、風力発電所を起因とした山林火災は発生していませんが、万が一、火災が起こった場合も消防署の指導に従い対応いたします。また、山林火災が起らないよう、日々の点検、整備等を徹底いたします。
3	・大滝の役場の意見箱が縦覧が終わると同時に撤去されるようだが貴社のHPにはその旨の記載がなく、大変分かりづらい。意見箱撤去の日付をきちんと明記すべき。	大変ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございませんでした。縦覧期間終了後手違いにより、大滝総合支所にて一時的に意見書箱が撤去されておりました。弊社にてその事実を把握した後すぐに、再度意見書箱を設置頂きました。準備書手続きにおいては、このような手違いが生じないよう、設置時に役場担当者に丁寧に説明いたします。

(意見書 2)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
4	・自然保護の考えからどうなるんだろうと	自然環境への影響を回避又は低減するべく、適切に調査、予測及び評価を実施いたします。
5	・そして老朽化した時の処理はどうするのかこれ以上ゴミの山になってほしくないのです。	廃棄物に関する関係法令等に基づいて、弊社が責任を持って対応いたします。

(意見書 3)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
6	配慮書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解を読んでその全てが不安です。	住民の皆さまの不安を払拭できるよう丁寧な見解の作成に努めます。
7	大滝の自然、静寂さが損なわれ、住んでいられない場所になってしまうと困ります。	環境影響評価の手続きを通し、大滝の自然環境と生活環境に配慮した事業計画を作成してまいります。

(意見書 4)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
8	景色が悪くなり、自然を壊してまで、巨大な風車を建設することは絶対に良くないのでやめてほしい。	ご懸念されている景観を含めた項目については、今後現地調査、予測及び評価を実施し、環境影響を回避または低減し、自然環境に配慮した事業計画を作成してまいります。

(意見書5)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
9	・低周波による健康被害は、～ 住民が住んでいる距離は、どの位離れて風車が立つのでしょうか	風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約0.6kmとなっています。また、超低周波音については、風力発電機の設置予定地点に近い住宅等を対象とした3地点において現地調査を実施し、予測及び評価を実施いたします。
10	・伊達市民のメリットは、～	伊達市民のメリットとしましては、①市町村に入る固定資産税の収入増加により、自治体が主体的に使える財源が強化される、②風力発電所の維持管理業務等の地域雇用の検討、③風力発電設備整備の道を林業等の業者と共有することで里山の整備につながる、④長期的には二酸化炭素削減により、地域環境の悪化を防げる等と考えております。

(意見書6)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
11	・風車がトラブルがあった場合の対応は早急にできる体制ができるのか。	トラブルが発生した際も早急に対応できるよう体制を構築いたします。
12	・景観が悪くなる	風力発電機の配置も考慮し、地域住民の方々にご理解いただけるよう丁寧な説明に努め、景観への影響に配慮した計画となるよう努めてまいります。

(意見書7)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
13	メリット、デメリットのお話が説明会の時ありました。 メリットは、自然形態が今よりも豊かになってゆく事であり、それ以外はデメリットでしかありません。 自然を壊すということがあまりにも軽視されすぎてそんな会社に大地の財産をメチャクチャにされてゆくのかと思うと心が苦しくて仕方ありません。 どうか、お願いですから、出て行って下さい。 電気を増やすことより、緑を増やすことを望みます。	伊達市民のメリットとしましては、①市町村に入る固定資産税の収入増加により、自治体が主体的に使える財源が強化される、②風力発電所の維持管理業務等の地域雇用の検討、③風力発電設備整備の道を林業等の業者と共有することで里山の整備につながる、④長期的には二酸化炭素削減により、地域環境の悪化を防げる等と考えております。 再生可能エネルギーの発電所建設が自然環境や生活環境等に著しい影響を及ぼすものとならないよう、環境への影響について事前に調査及び予測、評価を実施いたします。調査結果を踏まえ、事業規模の縮小や中止も含む環境保全措置等を検討し事業計画に反映することが環境影響評価の手続きであり、この手続きを通して地元住民の皆様、専門家、行政の意見を聴取し事業の計画をしてまいります。

(意見書8)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
14	方法書を一通り閲覧したが、風車の立地点と事業計画区域の変更位置が示された事以外に配慮書以降何が変わったのか、具体化したのか、よくわからない。こんな軽薄な形で形式上事業計画が前進するとすれば、それはあってはならない事だ。 説明会で質問した事と重複するが、納得いく回答が得られ無かったので再度聞きたい。 事業計画区域北東部、新たに加わった区域についてだ、自然度10の植生（I V類ササ群落）の存在により事業計画区域とされていなかった区域だが、ド	風力発電機の設置予定位置及び対象事業実施区域の変更は第7章に記載しましたとおり、配慮書以降の主な変更点となっております。他にも、第2章に記載しましたとおり、方法書では、工事に関連する事項について、工事関係車両の主要な走行ルート等、より具体化した内容を記載いたしました。なお、準備書においては、改変区域等の詳細について図面でもお示しいたします。 先行植生調査では、ドローンで撮影した写真画像から植生を判読した結果、環境省が掲示した自然度

<p>ローン調査の結果 植生自然度 5 (V類ササ群落) であるとの判断から事業計画区域に加えた、と言う説明が方法書中及び説明会に於いてされている。判断に至る根拠については、専門家による映像解析により判断したとの回答だった。この程度の根拠で事業計画区域の変更や方法書中にまことしやかに掲載するのはあまりに拙速過ぎる。撤回し、やり直すべきだ。</p> <p>これらは一見些細な事に思えるかもしれないが非常に重要な事だ。</p> <p>あらためて、環境省の植生調査で「植生自然度 10」とされている場所が何故、現況は植生自然度 5 であると判断されたか、その根拠の説明を求めろ。</p> <p>仮に、現況が自然度 5 植生だとしたら、環境省の植生調査後に何らかの人為的行為(ササ刈等)により二次的に形成されたものかもしくは、環境省の調査そのものが誤りだったか、どちらかと言うことになる。</p> <p>もし前者であるなら、人為的行為の事実確認結果を方法書中に示さなければならない。</p> <p>もし後者のように、環境省の植生調査が誤りだと言うのであれば、環境影響評価の指標、判断基準となるべき他の公的文献、情報の真偽も疑わしいと言うことになる。事業計画も配慮書以前からやり直さなければならない事になる。</p> <p>当該区域が文献上他と比較して風況が良い等のことを考えれば、この事業計画区域変更、こじつけ的な根拠づけには何か意図的なものを感じ、事業計画全体にも不信感を抱いてしまう。</p> <p>美笛峠、白老岳山麓を含むこの一帯は、オロフレからホロホロ山を経て漁岳、無意根山、余市岳等、緑の回廊へと続く自然環境上非常に重要な山稜の一部だ。</p> <p>国立公園、IBA、KBA に隣接している事、牧場を除くほぼ全ての事業計画区域が水源涵養保安林である事等、開発行為をしてはいけない地域だ。</p> <p>事業計画は中止すべきだ。</p>	<p>10ではなく自然度 5 のササ群落と判断しており、方法書では対象事業実施区域の変更に至りましたが、今後、現地での植生調査結果に応じて、区域範囲の検討も準備書段階で実施する場合があります。</p> <p>ドローンを用いた植生調査手法は、現地踏査で立ち入りやすく、植生の判断の難しい場所を把握する上で旧来の現地確認による手法に比べて優れていることから、今では、植生を専門とする大学等の研究機関において一般的な手法として用いられています。</p> <p>また、環境省で実施した植生調査については、時代背景を考えると航空写真を用いて植生判別した旧式な手法と考えられます。ドローンで撮影した写真画像は、航空写真に比べてはるかに解像度が高く、最先端の技術を用いた植生調査であり、植生の判読結果も精度の高いものであります。</p> <p>ご指摘のとおり、本事業の特徴として、国立公園、IBA、KBA に隣接しており、牧場地を除く多くの範囲が水源環境保安林となっております。この点を留意しつつ、今後適切に現地調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
--	---

(意見書 9)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
15	<p>今年 8 月、伊達市街の長流川流域の住民に、水害の恐れがあるということで、避難指示が出されました。近年、日本各地で起きている線状降水帯による豪雨のため、これまでになく短期間に同じ地域で集中して大雨となるため、河川の氾濫、土砂災害などが頻発しています。発電事業区域は時々大雨の降る地域で、特に隣接する白老町森野は記録的豪雨を度々更新しており、土砂崩れが度々起きる大滝で、いつ水害が起きてもおかしくない不安を感じています。</p> <p>この春 4 月の雪解けで、国道 276 号線、美笛峠付近事業区域のすぐ近くで、土砂崩れが起き、7 月下旬まで通行止めが続いていました。大滝から千歳へ行くためには、白老、苫小牧経由で行かねばならず、多くの人に迷惑がかけられました。</p> <p>3 年ほど前には、事業区域の広島峠から 10 キロほど離れた喜茂別町でも山の斜面が崩れて国道 276 号線が通行止めになっていますし、7、8 年前には、大</p>	<p>地元における最近の土砂災害等の状況を共有頂きありがとうございます。</p> <p>地盤については、今後、風況観測や環境影響評価の詳細調査と並行し、専門家(地質調査コンサルタント等)による現地・地形地質踏査を実施、風力発電機基礎地盤としての適否を判断、風力発電機配置計画を行います。最終的に事業全体の蓋然性が高まり、風力発電機配置が確定した際には、風力発電機予定地のボーリング調査を実施し、地滑り等の危険性を最終確認いたします。</p> <p>また、保安林については、可能な限り改変面積の縮小が出来るように計画します。そして、風力発電機の配置計画の熟度が高まり次第、森林管理署との保安林に係る「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から協議を行います。</p> <p>ご懸念されている水質及び超低周波音については、今後現地調査、予測及び評価を実施し、環境影響を回避または低減いたします。また、調査、予測及び評価の内容について、国や北海道の審査を受けてま</p>

<p>雨でやはり広島峠から車で4,5分の喜茂別よりの所、清原の道道との分岐点付近で、路肩が崩落して数週間片側通行となりました。</p> <p>10年以上前のことになりますが、広島峠から大滝への直線が続く坂の途中でも、土砂崩れは起きています。現在では、コンクリートの帯が一部窪んで修復され、草が茂ってわからなくなっていますが、そこは風車一台が建設される下の部分になっています。</p> <p>大滝では長流川沿いにクロカンコースがありますが、雪解けの頃、川に近い場所で高さ10メートルほどの崖が崩れ、大きな木が、根こそぎ川に落ちてしまいました。コースの途中にあるナイアガラの滝は、毎年少しづつ河岸の崖や滝が崩れて大きくなり、昔は無名だったのですが、名前までつけられ、すっかり有名になってしまいました。また、尻別川の支流、泥川では、あちこちで水の力で岸がえぐられ、太い木が川に倒されて、そのままになっています。</p> <p>ここ数年大滝のいろいろな場所で、道路での土砂崩れの様子、河川の水流による土砂崩れなどを目の当たりにして、雪解け水や大雨の水の力の凄さを感じるとともに、この地域が硬い岩盤の上に崩れ易い火山灰が積もっている、土砂災害の起こりやすい場所だと実感しています。</p> <p>この事業計画は長流川と尻別川の源流域で大規模に行われ、事業計画区域の7割近くが、降水量を調節して水害を軽減する水源かん養保安林となっています。近年、気象の変化が極端になり、日本各地で集中豪雨による災害が起こっていますが、土砂崩れの多発しているこの地域において、保安林の指定を解除し森林伐採をした場合、自然災害が起きる危険性が高まると思います。この地域での保安林を伐採しての事業は、実施すべきではないと考えます。</p> <p>言うまでもなく森林は多様な機能な機能を持っています。人工物のない緑豊かな風景は私達を癒し、生物の多様性を維持し、二酸化炭素を吸収して酸素を提供し、緑のダムとなって洪水の発生を軽減してくれます。自然は壊してしまわない限り、何世代にもわたってその恩恵が受けられます。数年単位で変わるエネルギー政策に従って、電力発電のためだけに、長年保安林として守られてきた自然を破壊することは許されることではありません。地球温暖化について考えるのであれば、もっと多角的に長期的な視点に立って物事を考えるべきです。</p> <p>再生可能エネルギーは、浪費を続ける都市生活者には魅力的かもしれません。しかし、限られた国土と資源の中で、自然を壊し続けて果てしない経済成長を続けることは、不可能なことです。経済や社会の在り方を考え直し、過剰な浪費を抑えるように考えるべきではないでしょうか？</p> <p>清陵風力発電事業区域の大部分は、国有林であり私たち大滝住民の大切な自然資産です。この大規模な発電計画は、私たちの大切な地域の風景や自然生態系を破壊し、水質汚染や土砂災害、低周波音への不安を感じさせるものであり、私はこの計画の中止を求めます。</p>	<p>います。</p>
--	-------------

(意見書 10)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
16	<p>まず、前回の配慮書の意見の返答について、判で押したようなコピー&ペーストの返答文言はやめてほしい。</p> <p>こちらは、自分の時間を削って必死の思いで一字一句を練っています。それに対してそちらはお給料をもらって仕事としてやっています。それなら判で押したような返答はやめて、それぞれにシンシに答えて頂きたい。</p> <p>その上で今回の意見ですが巨大な風車の建設を都会の利便性のためにこの地区に押しつけるのはやめてほしい。国立公園のすぐ近くのこの地区は、ほぼ国立公園と同等の自然があります。それはどこにでもあるというものではありません。又人間の手で同じものを造れといってもとうてい造れるものではありません。そんな貴重な自然を破壊してまで巨大風車を建てるべきではありません。</p> <p>関電の建設予定地にまで範囲を拡大し、自然度が高い部分を削ったようですが、そんなことをしても周りが開発されたら、今回除かれた範囲もほぼ今までの態形を維持できなくなるのでは？</p> <p>24時間365日、不安がぬぐい去れない中で過ごすことになるのはまっぴらごめんです。自分がその立場に立った時のことを考えていますか？</p> <p>説明会で、“我々のような大会社にしかできない社会貢献です”というようなことを言っていました。自然を壊して社会貢献といえますか？ SDGsにも全く反していると思います。</p> <p>今回以降のそちらの返答がどう変わるか、とても楽しみにしています。</p>	<p>頂きました意見について、真摯に回答させていただきます。しかしながら、同様の意見内容に対して、揃っていない事業者としての見解を記載することで住民の皆さまを混乱させることのないよう、見解を統一させて頂いていた部分がありますこと、ご承知おき頂きますと幸いです。</p> <p>ご指摘のとおり、本事業は国立公園に隣接しているという特性がありますので、その観点から踏まえて、今後、適切に現地調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>風力発電機の設置は、面的に広がる範囲の改変はせず、ヤード部及び管理用道路の整備などの点及び線的な範囲の改変とすることで可能な限り自然環境への影響を低減いたします。また、風力発電機の整備に伴う改変区域の設定については、今後の動植物、生態系調査結果及び専門家の意見を踏まえ、極力現地の自然環境に影響を及ぼさないよう配慮してまいります。</p> <p>また、風力発電事業は地域に賦存する風資源を電力に変換することを目的としており、持続可能な社会に不可欠なエネルギー事業です。風力発電は発電時にCO₂や大気汚染物質を排出しないクリーンエネルギーであり、季節や日によって変動はあるものの昼夜問わず発電ができ、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献できるエネルギーとして期待されています。</p> <p>上記の通り、SDGsにおいても目標7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」、目標13「気候変動に具体的な対策を」に沿った取組であると考えております。</p>

(意見書 11)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
17	<p>大滝という雪が多く積もる山間部にあえて設置をするメリットが感じられない。冬期間も稼働すると思われるが、積雪や凍結によるトラブル(プロペラだけでなく送電線など)も十分考えられ、安定した発電事業とはならないのではないかと。</p>	<p>冬季期間も発電所の保守・運転監視等を行い、故障等の非常時においても迅速に対応できる体制を整備することで、少しでも安定した発電事業となることと考えております。</p>
18	<p>又、方法書における稼働時の振動や風車の影による影響には積雪時に対する考慮が十分にできていないと感じる。振動による雪の変化(なだれなど)はもちろん、発電所が設置され、多くの風車が立ち並んだ時、風車の影は雪の溶け方に多大な影響を与え、動植物への影響、河川や土壌への影響にもつながるのではないかと強く懸念される。冬期間を十分に検討・調査していない事業には賛同しかねる。</p>	<p>風力発電機の稼働時の振動については、施設自体に振動は生じますが、住宅等まで伝わるような影響はないと考えられるため、「発電所アセス省令」に定められる参考項目に含まれておりません。なお、振動による雪の変化については、降雪地域で既に稼働している風力発電所もありますが、雪の変化が起きているという事例は把握する限り、確認されておりません。</p> <p>また、国外においても風力発電機による影が周辺環境の融雪に多大な影響を与えたという公の報告例等は無いようですが、今後も最新の知見の収集に努め、影響について検討できるよう努めます。</p>

(意見書 12)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
19	生態系が崩れて野生動物が街に追いやられる。	風力発電機の設置により、野生動物が街に追いやられるような事例は過去には無いと理解しております。今後は、できるだけ動植物の生息・生育への影響が少なくなるよう、現地調査を行い、その結果を踏まえて風力発電機の設置位置範囲等を検討することで、生態系への影響ができるだけ可能な限り小さくなるように検討してまいります。

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	第4章 計画段階配慮事項の超低周波音について、建設計画の周辺 2.0km 以内の地或を調査して問題ないのは疑問に思います。2.0km 以上離れていても聞こえないことはないかもしれず、低周波音は不眠などの健康被害をもたらすので、あまり気にしない程度でも長期的に見れば体調の変化がありそうで怖いです。また、超低周波音における生態系の影響について書かれていないのが心配です。低周波音を嫌う生物がいなくなって、また違った影響も出てくるかもしれません。	ご意見頂きました方法書第4章については、ページ下部に記載していますとおり、基本的には配慮書における記載内容をそのまま記載しており、現地調査を実施していない段階の調査結果となります。今後実施する調査、予測及び評価内容については方法書第6章に記載しており、2.0km 以上離れた地点も含む風力発電機の設置予定地点に近い住宅等を対象とした3地点において現地調査、予測及び評価を実施いたします。 なお、低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。 また、超低周波音の発生が動物への生息及び動物の生態系に影響が生じたという報告は現時点ではありませんが、今後も慎重に既存施設の周辺地域における野生動物の状況を把握していきたいと考えています。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	自然を守るため	環境影響評価の手続きを通し、自然環境に配慮した事業計画を作成してまいります。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	大滝は自然環境に恵まれています。これからも、この環境を大切にしたい町づくりをしてほしいと思います。	環境影響評価の手続きを通し、大滝の自然環境に配慮した事業計画を作成してまいります。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	私は、埼玉県から移住して来ました。大学4年間と社会人になっての3年間の計7年間、埼玉の実家から東京まで通学・通勤をしていて、すっかり心が疲	環境影響評価の手続きを通し、眺望景観、生活環境及び自然環境に配慮した事業計画を作成してまいります。

	<p>れ果ててしまい大自然の中で生きて行きたいと、この地に移住しました。福祉施設で働き、毎日無料の温泉に入り、休みの日は、ノルディックウォーキング（冬はクロスカン트리スキー）や近隣の国立公園までドライブしたり…。</p> <p>ここでの生活で、すっかり心が元気になりました。この素晴らしい自然の景観の中に、人工的な風車はいりません。風車が立っていても絵になる場所が他にきつとあるはず。個人的には室蘭の工場地帯なんて良いのは…？と思います。</p> <p>美しい自然は、美しいままで残して欲しいです。</p>	
--	---	--

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	<p>清陵風力発電事業に反対します。</p> <p>私は日々大滝の自然を見て生活し、癒されています。</p> <p>また、札幌から美笛峠を運転して大滝に来てくれた友人は、「自然がたくさんで、いいところだね。運転していて気持ち良かった。」と言っていました。</p> <p>この地域に風車が建設されれば、景観が破壊され、大滝区民の生活だけでなく、観光客等にも影響があると思います。</p> <p>このような問題がある中での風車の建設はしてほしくありません。</p>	<p>美笛峠及び大滝からの眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>方法書を読みましたが、以下の点でこの事業計画には反対します。</p> <p>計画地では、国内希少野生動植物であるクマタカやイヌワシの生息地域であり、ノスリの渡りルートにもなっているようです。風力発電のブレードはバードストライクの発生が問題視されています。大型の風力発電設備であればより一層バードストライクが発生すると思われます。</p>	<p>現地調査では、計画地におけるクマタカ、イヌワシ等の猛禽類の生息状況及び渡り鳥の飛翔ルートの把握に努め、調査結果を元に、バードストライクの発生の可能性について予測いたします。影響が想定される場合には、予測結果を元に専門家の意見を踏まえ、環境保全措置を検討いたします。</p>
26	<p>また、風力発電に適した風速は9～12m/s だそうです。方法書に記載されていたデータを見る限り計画地は風が弱すぎる可能性が高いと考えます。効率の悪い発電事業の為に希少な鳥類を犠牲にすることになり、失うものの方が多いのではないのでしょうか。</p>	<p>風力発電に適した風速は平均6m/s 以上といわれております。今後の風況観測調査を通じて、事業に適した風速であるかを判断いたします。また、本事業が希少な鳥類を犠牲にすることが無いよう、環境への影響について調査、予測及び評価を実施いたします。</p>

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>大滝の自然が好きでここで暮しています。今、この自然が大規模に破壊されようとしています。耐えられません。</p> <p>再エネ法が施行されてから10年近くたち、今再エネの問題点が多く指摘されるようになってきました。ここで、一度立ち止まり再考察する時期と考えます。</p>	<p>環境影響評価の手続きを通し、大滝の自然環境に配慮した事業計画を作成してまいります。</p> <p>既設の風力発電所の事例や最新の知見の収集に努め、法律、マニュアルや指針に則って、調査、予測及び評価を実施いたします。</p>

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	<p>本件方法書水環境については、他の陸上風力同様、環境項目予測手法共に一般的な内容となっている。</p> <p>事業者は予測手法について、「一般的に水の濁りの予測で用いられている手法」と記載しているが、この一般的手法で予測評価された既設風力施設について、稼働後の環境への影響を事後検証された例は無い。</p> <p>風力施設稼働 1 年後に豪雨により風車直下の沢で土石流が発生し、砂防施設が災害対策として建設された事例（島根県ウインドファーム浜田）があるが、安易に森林放流される雨水の影響について何の事後調査も行われていない。</p> <p>経産省が明らかにしている風力施設の事故検証例は、風車の構造物に関するものだけであり、森林伐採や雨水排水に言及したものはない。</p> <p>水環境の環境項目である濁水について、影響は降雨時と降雨終了後の一時的なものと軽視しているのではないかと感じている。</p> <p>水環境が環境項目に加えられたのは法アセス以降であり、平野部や海岸部では雨水排水の影響は限定的であろうが、丘陵部や山岳に風力の立地が移行する現状では重大な環境影響ファクターであると考えられる。</p> <p>一般に用いられてきた予測手法により、濁水は河川まで到達しない（林地浸透する）という予測評価は、魚類や底生生物、両生類に対する影響は無いという評価に適用されている。</p> <p>たかが水の濁りと軽視するのは誤りで、濁水は即ち土砂の流出であり、施設から排水される雨水排水はそれがさらに洗堀や溪岸崩壊による土砂災害の要因ともなる。</p> <p>これまでの一般的事業特性・地域特性であるとして建設されてきた風力施設において、濁水や雨水排水について、適切に環境や災害のリスクを評価することなく影響は無いとして建設を認めてきた事が、いつまでたっても住民から土砂災害の怖れを指摘され続けている原因である。</p> <p>沈砂池と布団袋、木柵による安易なものではなく、調整池や排水溝設置を考慮したアセスを行なう必要がある。</p> <p>その上でリスクとコスト、再エネの必要を考慮した建設判断が行なわれるべきである。</p> <p>事業者は環境項目、評価手法にあっては事業特性と地域特性を考慮して選定することとなっているが、本方法書の内容では公正な環境影響評価は不可能であり、森林水文学の専門家によるべきである。</p> <p>また、他の一般的な風力と同様に本風力にあっても具体的な土地改変面積、建設位置、排水方法、排水方向等明らかにしないままで方法書が作成されている。</p> <p>本方法書水環境については他の風力の模倣ではなく、ゼロベースからやり直しを求める。</p> <p>以下、問題点を列記する。</p>	<p>雨水排水については、行政が定める規準に基づいた排水計算、排水設計を行って排水施設を設置します。放流地点は、地形、下流域の状況等を考慮して決定します。</p> <p>土砂の流出については、防止するため土砂流出防止柵等を適所に設置して参ります。また、今後の調査、予測及び評価結果に基づき、まとまった降雨があった場合、その降雨の終了後に沈砂池排水口付近の土壌洗堀等状況を確認し、さらなる土壌浸透対策を実施する等の環境保全措置を適切に検討いたします。</p> <p>道路工事に関わる雨水対策設置についても予測及び評価できるようまずは準備書までに道路工事の雨水対策を含めた詳細設計の策定に努めます。</p> <p>方法書での水環境に関する調査、予測及び評価の手法については、国及び北海道の審査を受けてまいります。</p> <p>方法書でお示しできなかった具体的な土地改変面積、沈砂池等の建設位置、排水方法、排水方向等については、準備書においてお示しします。</p>
29	<p>1 水の濁りについて、工事中の一時的影響を環境項目としているが、その理由を造成等の施工時に雨水排水があると記載している。</p>	

	<p>雨水排水は稼働中も発生するものであり、風車施設からの雨水排水を自然地形に降る降雨と同等に扱うのは重大な誤りである。</p> <p>林地開発審査基準の基となっている林野庁の通知では、工事後3~5年間の土砂流出量を考慮する事となっている上に、既設風力が一般にサイヤト管理道が裸地で管理されている事から、風車施設からの雨水排水の影響は稼働後も環境項目とすべきであると考える。</p> <p>太陽光アセスでは稼働後の雨水排水の影響が環境項目となっている。</p> <p>環境項目、予測手法については個別風力の事業特性と地域特性を考慮して選定することとされているが、経産省の示す一般事業特性に基づく項目しか選定していないのは誤りである。</p> <p>清陵風力は一級河川尻別川の源流部であり、濁水の影響及び土砂流出の影響は工事中はもとより稼働中も下流域にも及ぶと考える。</p>	<p>雨水排水については、先の回答でも記載したとおり、行政が定める規準に基づいた排水計算、排水設計を行って排水施設を設置します。放流地点は、地形、下流域の状況等を考慮して決定します。</p> <p>また、造成等の施行時に発生した裸地については緑化等により法面の保護を実施する計画としており、稼働後については、造成等の施行時の影響よりも低減されると考えております。よって、本事業の実施による濁水の影響が最も大きいと想定される造成等の施行時による一時的な影響を対象に調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
30	<p>2 Trimble の式による濁水到達距離算出は誤りである。</p> <p>「一般的に水の濁りの予測で用いられている手法とした。」と記載しているが一般的とは風力施設だけで用いられているに過ぎない。</p> <p>岐阜県森林研究所が、この式を小規模な林道で検証し、森林作業道開設の手引きで紹介しているが、幅員数メートルの作業道に数十メートル間隔で小規模沈砂池を配置し、路面に枝条を敷く等の土砂流出策を行なった場合に Trimble の式の有効性を認めている。</p> <p>同研究所は規模の大きな開発にあっては期待する結果が得られない場合があると、森林作業道開設の手引きの紹介文に留意事項として記載している。</p> <p>Trimble の式で予測可能と考えるのであれば、その根拠を示すべきである。</p> <p>一般に用いられていると言うが、風力施設において建設中や稼働後に Trimble の式の有効性を検証した事例を私は見ていない。</p> <p>岐阜県森林研究所の検証事例をもって、予測手法として用いる根拠とするのは重大な誤りである。</p>	<p>岐阜県森林研究所からの留意点につきましては、把握しており、それを踏まえた上で予測を実施いたします。</p> <p>岐阜県林業研究所が検証した時の雨量は一雨雨量としては25mm程度ですが、北海道立林業試験場の実験データで林地の平均浸透能は伐採跡地でも200mm/h以上であり、林地における濁水到達予測にこの手法を用いることには問題ないと考えています。</p> <p>なお、森林研究所の検証時の放流条件としては、降雨後の作業道の洗掘跡から、特段浸透機能を持たない形で、森林土壌への自然放流となっておりますが、実際に沈砂池排水を土壌浸透させる際には、ふとん籠等を設置してゆっくりと排出するため、大量の排水を1か所に集中して流すことはありません。</p> <p>そのため、実際の到達距離は、Trimble&Sartz(1957)の式のグラフより下となり、安全側の予測ができると考えております。</p>
31	<p>3 水源涵養保安林における管理道の取り扱いについて</p> <p>清陵風力計画地は水源涵養保安林と土石流危険溪流を含んでいる。</p> <p>風力の管理道は、林業に共用を認めると宣言すれば保安林の解除ではなく保安林内作業許可で建設が認められてきた。</p> <p>これにより管理道部分の残置林設置の法的義務が免除されるとともに、全体の開発面積が縮小され保安林機能の代替施設についても影響を及ぼすことになる。</p> <p>本方法書を委託された業者は、他の風力において、管理道部分の雨水排水については影響評価の対象から除外し土地改変区域の4分の1しか考慮しない準備書を作成している。</p> <p>管理道の取り扱いや沈砂池の配置、森林放流か排水溝設置なのか、調整池等代替施設建設の有無等を明らかにした上で方法書でなければ意味はない。</p>	<p>方法書においては、管理用道路や沈砂池の設置位置や具体的な排水対策をお示しできておりません。そのため、改変の可能性がある場所である対象事業実施区域を集水域に含めることができるよう水質の調査地点を設定いたしました。</p> <p>なお、準備書においては、管理用道路や沈砂池の配置、また、管理用道路に関する排水対策を記載いたします。</p>
32	<p>4 事後検証に資する調査データ収集の責務</p> <p>降雨時の現地調査を1回実施し複数回測定としてしている。</p>	<p>環境影響評価手続きで取り扱う水質に関する環境影響は時間雨量10mm程度の一般的な雨量を対象とし</p>

<p>降雨と水量や濁度の関係について、これまでに計画地で観測したデータは無いと考える。</p> <p>工事中及び運転後において濁水の影響を指摘しても、工事前のデータが収集されていない場合、風力との因果関係を判断することは不可能となる。</p> <p>この方法書では1降雨複数回の調査を予定しているがこれでは不十分である。</p> <p>他の風力では雨がやんで6時間経過後に、ただ一度調査を行なって降雨時調査とした準備書があった。</p> <p>この事例では、豪雨時には実測データがないとの理由で、少雨時の河川実測濁度を予測豪雨時の濁度として用いて、建設地からの濁水と集水域からの濁水を流出係数を考慮の上で混合して、河川の濁度の増加度を判断するという全く科学的とは言えない計算を行なっている。</p> <p>事業者は、一般に用いられているという事を理由としているが、風力のアセス全体でこのようなおざなりな調査が行なわれてきている事実がある。</p> <p>時間30mm、50mmの降雨調査が不可能であるなら、降雨機会毎に連続した観測を行ない、予測雨量における水量、濁度の推定可能なデータを収集するのは事業者の責務と考える。</p> <p>濁水の影響は無いとして建設するのであれば、建設後の河川濁水は無関係であると証明するためにも、今の調査方法では無意味であり降雨毎に連続測定を実施すべきである。</p> <p>不十分な調査では、将来の濁水流出に向けた証拠隠滅行為とは言えないであろうか。</p> <p>稼働後に濁りが増加したと指摘しても、比較するデータを得る手段が無いからである。</p>	<p>しており、環境影響の低減を目的としております。一方、豪雨時は災害の抑制が最優先の目的となり、具体的な土木工学的に設計や施工方法については、保安林協議や林地開発協議とおして協議を実施してまいります。</p> <p>ご認識のとおり、時間雨量30mm、50mmの降雨調査は調査員の安全が確保できないため、実施できません。なお、本事業については方法書に1降雨複数回と記載しておりますとおり、他事例のように降雨時調査について、1降雨に1回のみ調査することはございません。また、1降雨複数回の降雨時調査によって、工事前の河川の状況については把握が可能であると考えております。</p>
---	--

(意見書21)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	<p>「事業計画中止について取締役会での再検討を」</p> <p>標記発電事業計画に対して地域自然保護の立場から意見書を提出いたします。</p> <p>2021年8月25日に当支部より提出いたしました「配慮書」段階での意見書でも要請いたしましたが、伊達市大滝区で貴社が実施されました説明会に参加し改めて本件は事業中止が必要と判断されました。取締役会での再検討を要請いたします。</p> <p>[1]配慮書段階で事業計画中止される案件</p> <p><配慮書の段階で専門家へのヒアリング(有識者B:大学准教授鳥類)>の中でもイヌワシ、クマタカ等鳥類への影響、IBA、KBAへの影響について懸念が示され最後に「IBAやKBAに含まれる、あるいは近接する場所は、支笏湖や洞爺湖周辺の野生生物の生息における緩衝帯として重要であり、少なくともこのような場所と、自然度の高い植生地帯、鳥類の営巣や埒として利用され得る大径木や樹洞のある樹木を有する林分への風力発電機建設、樹木の伐採や関連設備の設置など環境の改変は、稀少鳥類や生物多様性に対する影響回避が困難であると考えられることから、実施するべきではないだろう。」との意見が出されています。専門家からの意見を聞くまでもなく貴</p>	

社のアセス担当の気象協会の調査資料でも事業計画段階で十分同じ判断ができたものと考えます。

<配慮書段階で北海道知事意見>として

「事業実施想定区域は支笏洞爺湖国立公園に隣接し、同区域及びその周辺には重要野鳥生息域（IBA）や自然度の高い植生、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しており、イヌワシやクマタカなど稀少鳥類の生息情報がある。」と指摘したうえで、総括的事項1として「・・・重大な環境影響評価を回避又は十分に低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること」と指摘されています。

<配慮書に対する環境大臣意見>では

北海道知事と同じように事業予定地域の自然度の高さ、希少生物への影響への危惧が示され「本事業は、これまでに例が少ない大規模な陸上の風力発電事業であり、本事業を進める際には環境影響評価手続等を通じて、関係機関や地域住民等への理解を得つつ事業計画を検討することが重要となる。」と指摘されています。

<配慮書に対する経産大臣の意見>でも

北海道知事、環境大臣の意見をふまえ「事業計画の見直し：上記のほか、「2. 各論」により本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと」と指摘されています。

<当支部の配慮書に対する意見の一部再掲>

（仮称）清陵風力発電事業はすでに環境影響評価手続きを終えて生態系に重大な影響を与えると考えられる「留寿都風力発電事業」と相乗的に支笏・洞爺の生態系に重大な影響を及ぼすと考えられます。以下は本会が大滝地区での風力発電計画が中止されるべきであるとする理由です。オリックス社の行動規範、サステナビリティポリシーに照らしてこの事業を進めるべきなのか再検討をお願いいたします。

- ①事業実施計画区域は支笏・洞爺の自然保護地域を結ぶコリドーであり、牧草地、二次林といえども大規模な改変は支笏洞爺のまとまった生態系を守るうえであってはならない。すでに計画が進んでいる留寿都風力発電計画と合わせて、もしこの計画が進められれば支笏・洞爺の生態系のつながりを分断することになる。
- ②事業実施計画区域は長流川の源流域として水源涵養保安林に指定されており、長流川の保全に重要な役割果たしている。その中核に風車建設は河川の保全上、生態系の保全上あってはならない。
- ③事業実施計画区域は支笏湖鳥獣保護区、IBA、KBAに接しており、風車建設の4年ほど建設機材、運搬車両などの工事・騒音で保護エリアに大きな影響を与え続ける。
また稼働後もローターの回転による騒音、超低周

- ①風力発電機の設置範囲は、面的な広域にわたる整備ではなく、ヤード部及び管理用道路の整備などの点及び線的な範囲の整備のため、支笏・洞爺の生態系のつながりを分断することには至らないものと認識しております。
- ②水源涵養保安林については、可能な限り改変面積の縮小が出来るように計画します。さらに、風力発電機ヤードに設置する沈砂池の容量や排水場所、排水方向を検討する際には、常時水流との離隔が十分に取れる計画とすることや、排水の林地浸透を促すために必要な対策について検討し、濁水が極力河川に混入しない計画を策定いたします。
- ③工事で発生する騒音への影響については、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する等、改変区域周囲に生息する動物への配慮をしたいと考えています。稼働後もローターの回転による騒音、超低周

<p>波音、影等、広範囲にわたって保護エリア内の鳥類をはじめ動物の生態系におきな影響を与え続ける。</p> <p>④事業実施計画区域は絶滅危惧種のイヌワシの、クマカカの生息地域で計画は重大な影響を与えることが懸念される。</p> <p>⑤事業実施計画区域は長流川河口で越冬するオオハクチョウ、マガン、カリガネ、ヒシクイの渡りのルート上であり、風車が障壁となりルート変更を強いられたり、バードストライク等の重大な影響が懸念される。</p> <p>⑥高さ 160m にも及ぶ巨大風車 45 基の設置は支笏・洞爺の自然景観を完全に破壊する。</p> <p><配慮書に対する住民意見 71 件> どれを見ても自然環境への影響、風車の騒音、超低周波への懸念、ヒグマの生態への影響、河川の汚濁、崖崩れの懸念、景観の破壊等具体的な問題点が出されていますが、都合の悪いところはスルーし、あまり説得力の無い回答をコピペして回答するという、誠実に欠けるものでした。これで住民の理解を得つつ事業計画を検討しているのかいささか疑問です。</p> <p>専門家の意見をふまえ、道知事、環境大臣、経産大臣、一般の意見を検討し、貴社の企業理念、サステナビリティポリシー「自然環境への配慮: 予防原則を用いたアプローチを環境問題に対して実践します」から配慮書段階で清風風力発電事業計画は中止される案件です。当支部がトップレベルでの事業計画の再検討を要請いたしました。それに対する方法書での回答はスルーされています。取締役会での真摯な検討はされたのでしょうかうかがいます。</p>	<p>波音等の鳥類等の動物への影響が生じたという報告は現時点ではありません。しかし、今後も慎重に既存施設の周辺地域における野生生物の状況を把握していきたいと考えています。</p> <p>④対象事業実施区域及びその周囲におけるクマカカ、イヌワシ等の希少猛禽類の生息状況について調査を実施し、調査結果及び専門家の意見を踏まえ、計画による影響について予測及び評価いたします。</p> <p>⑤対象事業実施区域及びその周囲における渡りの飛翔ルートを詳細に調査し、調査結果及び専門家の意見を踏まえ、本事業による影響について予測及び評価いたします。</p> <p>⑥支笏・洞爺の眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p> <p>現時点において、風況調査・現地調査が完了しておらず、事業中止の判断を行う材料が揃っておりません。事業の進捗に応じ、事業計画の進退を判断いたします。</p>
<p>34 [2]2019 年制定されたサステナビリティポリシーが 2021 年 11 月 4 日に変更されたが生物多様性の保全是貴社の方針から消去されたのか</p> <p><2021 年 8 月 25 日付で当支部が提出した意見書>で 「事業計画の再検討を」 標記発電事業計画に対して地域の自然保護の立場から意見書を提出致します。 また計画中止の再検討を要請致します。</p> <p>[1] 旧大滝風力発電事業計画の蒸し返し 大滝地区での大規模な風力発電計画がオリックス社によって進められようとしていますが、西胆振の重要な生態系の保全活動を行っている当支部にとって見過ごすことが出来ない事業です。計画そのものの中止を含めて貴社のトップ段階での再検討を要請致します。</p> <p>改めてオリックス社の企業理念を HP で拝見いたしますと、行動規範ですべての法律、ルールの遵守とその精神の遵守、環境への配慮が定められています。さらに 2019 年 9 月にオリックスグループ サステナビリティポリシーが策定され、2 章優先課題として 環境エネルギー事業において 生物多様性の保全が掲げられています。</p> <p>ここまで企業の活動の社会的責務を明確に定めてあることに、当会の意見、要請についても真摯に受け止めていただけるものと大きな期待を持ち意見書を提出いたしました。</p>	<p>弊社のサステナビリティポリシーから意図的に「生物多様性」の文言を削った、ということはありません。参照されている 2019 年当時の「各事業の優先課題」は 2021 年秋に見直しを行い「ESG 関連の重要課題と重要目標」を定めました。</p> <p>生物多様性の保全是、弊社サステナビリティポリシーに記載している「自然環境への配慮」に内包される課題であると考えております。</p> <p>ポリシーにおける以下の記載は 2019 年当時から現在も継続しているものです。</p> <p>「・自然環境への配慮 オリックスグループの環境方針に定めるように、事業活動が環境へ及ぼす影響を把握し環境負荷低減に努めます。そして事業を通じて社会が直面する環境問題の解決に貢献します。オリックスグループでは、予防原則を用いたアプローチを環境問題に対して実践します。予防原則とは、「深刻な、あるいは取り返しのつかない被害のおそれがある場合には、十分な科学的確実性が無いことを、環境悪化を防止するための費用対効果の高い対策を延期する理由にしてはならない」という内容で、リオ宣言（環境と開発に関するリオ宣言）で発表された 27 原則の一つです。」</p>

オリックス社の企業理念、行動規範から大滝地区での風力発電事業が計画されることはあり得ないことと思われました。オリックス社は大滝地区の地域生態系の果たしている役割について十分理解されていないのではないかと推察いたしました。

この計画がどんな点で問題があるのか6年前の風力発電計画に深くかかわりがありますのでその経緯からご説明いたします。」

と貴社のサステナビリティポリシーに感心し計画中止のための再検討を要望いたしました。

しかし、残念ながらこの項目については無回答のままですので、改めて明確な回答をお願いします

2022年8月18日方法書の縦覧がはじまり、改めて貴社のサステナビリティポリシーをHPで拝見して驚きました。

2019年9月に策定されたサステナビリティポリシーが2021年11月4日に取締役会で変更されました。

2019年のサステナビリティポリシーでは環境エネルギー事業の優先課題として「生物多様性の保全」が掲げられ、「土地の開発といった活動は、自然環境に負荷を与えます。問題を早期の段階で特定して、生態系を保護するため、新規のプロジェクトの計画と開発段階において生物多様性を考慮していきます。」と明記されていました。

これを拝見して、オリックス社の生物多様性を保全していく企業としての社会的責任と使命感に感心いたしました。そうであるならば大滝地区に計画されている清陵風力発電事業はトップ段階での十分な検討がされていないのではないかと判断し、事業の再検討を要請いたしました。しかし、意見書提出の2か月後取締役会でサステナビリティポリシーの改定が行われ、2019年の優先課題「生物多様性の保全」が消えてしまいました。

この経過を文字通り解釈すると、同じ社長の下で「生物多様性の保全」が削除され、生態系に大きな影響の恐れがあっても、風車建設事業を強行するということでしょうか。

北海道開拓150年がかつての自然は破壊されてきましたが、それでも本州と比べると広い生態系が残されています。生物多様性基本法が制定されていますが、生物基本調査、生態系保護エリアの線引き等、具体的な政策がまだ進んでいません。貴社が2019年に生物多様性保全を優先課題に掲げたことは先進的なことでした。

再生可能エネルギーの推進は必要とされていますが、残された自然を、わずかな生態系を保全しながらでなければサステナブルとはなりません。すべての企業が、貴社が2019年に掲げたサステナビリティポリシーを掲げ日本の社会に貢献していかなければならない時代になっています。

伊達市大滝区で実施された説明会で貴社の大滝地域の生態系の重要性の認識を質問しましたが、その点十分な理解がなされていないようでした。

サステナビリティポリシーは改定されましたが、それでも「自然環境への配慮：予防原則を用いたアプローチを環境問題に対して実践します。」と明記されています。この行動規範が生かされるのであれば、大滝区での清陵風力発電事業の環境に対する重

	<p>大な影響について十分に検討されるべきです。もし十分に検討されていないのであれば貴社のサステナビリティポリシーに従って再度取締役会での事業計画の再検討を要請いたします。</p> <p>そして事業計画の中止の英断をお願いいたします。</p>	
35	<p>[3]建設中止を求める署名について</p> <p>伊達市大滝区の説明会の中で署名活動の会長から提出した署名の取り扱いについての質問があり、貴社の担当者がそれに答え「国でも行政機関でもないので、署名は受け取れない。郵送されてきたので保管してあるが、今後その取扱いについて検討したい」というような回答に驚きました。住民の意見を十分に聞きながら計画を進めていくのが当たり前の企業の在り方ではないでしょうか。取締役会で風車建設中止の住民の意思をしっかりと受け止めていただき事業計画の中止を検討してください。</p>	<p>本署名への対応方法につきましては、現在社内検討中でございます。反対署名に限らず、地域対応や住民説明会、意見書等を通じて住民の声にはしっかりと耳を傾けて参ります。</p>
36	<p>[4]オリックス社のサステナビリティのために英断を</p> <p>大滝地区での風力発電計画はインベナジー社の撤退、関西電力の撤退という状況下にあります。なぜ撤退したのか、どこに計画の無理があるのか、計画をさらに進める前に再検討すべきです。残念ながら2019年制定されたサステナビリティポリシーの中の「環境エネルギー事業での優先課題：生物多様性の保全」が削除されましたが、北海道での風力発電事業は環境に重大な影響を与える計画が続々進行中です。オリックス社が環境保全を最優先にする行動規範をもって事業を進められるならば、風力発電事業の在り方を変えるリーダーとなってゆくと思われま。日本の社会において「誇り、信頼、尊敬」される企業としてあり続けられると思います。大滝地区での風力発電計画をここで中止するかどうかの決断は、オリックス社のサステナビリティに係る重要な分岐点となります。</p> <p>「生物多様性保全」を前面に打ち出し、風力発電等再生可能エネルギー事業を進めていただくことを切に願います。</p>	<p>弊社のサステナビリティポリシーから意図的に「生物多様性」の文言を削った、ということはありません。参照されている2019年当時の「各事業の優先課題」は2021年秋に見直しを行い「ESG関連の重要課題と重要目標」を定めました。</p> <p>生物多様性の保全は、弊社サステナビリティポリシーに記載している「自然環境への配慮」に内包される課題であると考えております。</p> <p>ポリシーにおける以下の記載は2019年当時から現在も継続しているものです。</p> <p>「・自然環境への配慮</p> <p>オリックスグループの環境方針に定めるように、事業活動が環境へ及ぼす影響を把握し環境負荷低減に努めます。そして事業を通じて社会が直面する環境問題の解決に貢献します。オリックスグループでは、予防原則を用いたアプローチを環境問題に対して実践します。予防原則とは、「深刻な、あるいは取り返しのつかない被害のおそれがある場合には、十分な科学的確実性が無いことを、環境悪化を防止するための費用対効果の高い対策を延期する理由にしてはならない」という内容で、リオ宣言（環境と開発に関するリオ宣言）で発表された27原則の一つです。」</p>

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	<p>風力チームの皆さん先日は御苦勞様でした。まあまあ熱い話になったでしょうか。私の日常生活では風車に気が向いたり農作業で忙しかったりといろいろです。もう雪虫がとび始めていて、これよりぐっと寒くなってゆくことでしょう。</p> <p>さて方法書については従来のスタイルにそって作られていて特に意見はないというか全部読むのは難しいです。</p> <p>自然度の高いところをドローンの映像で判断するのは調子わるいですね。現地調査もされるようですがそんなヤブこぎでしょう。気象協会さんはいかがでしょうか？</p> <p>私はもう初老ですし(いや真只中!)穏やかな暮ら</p>	<p>先行植生調査では、対象事業実施区域及び周囲を対象に、自然度の高い植生を含め、ドローンで撮影した写真画像を植生判別しています。さらに、今後は、現地での植生調査も実施することで、その結果と合わせた正確な植生状況の把握に努めます。</p> <p>ドローンで撮影した写真画像は、航空写真に比べてはるかに解像度が高く、植生の判読結果も精度の高いものであり、現在では、最先端の技術を用いた調査手法であります。さらに、ドローンを用いた植生調査手法は、現地踏査で立ち入りにくく、植生の判断の難しい場所を把握する上で旧来の現地確認による手法に比べて優れていることから、今では、植生を専門とする大学等の研究機関において一般的な手法とし</p>

<p>しを望んでこの地にいます。この便利な電気エネルギーですがつましく使いたいものです。無尽蔵なものとして使っていては必ずしっぺ返しがかかるでしょう。</p> <p>対立の感情の中でことがすすむのはいやだなあと、思います。地域でエネルギーを作り出してゆく そんな計画にオリックスさん 力を借して下さい。</p>	<p>て用いられています。</p> <p>ご期待に沿えるよう、事業の実施に当たっては地域のみなさまにご理解を頂けるような丁寧な説明を行ってまいります。</p>
---	---

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	<p>考えてもみて下さい。この山あいの村（元ですが）に巨大な風車が乱立する様を！</p> <p>ここ数年（私は40数年前ですが）この地に移り住む人達が少しずつ増えています。</p> <p>都会を支える人達にも、田舎は必要な場所だと思います。</p> <p>次々とやってくる疫病や自然災害も天からの警告ではないでしょうか。</p> <p>オリックス様も社員や御家族の皆様の大切な命の上にあるものと思います。</p> <p>これからは是非、“都会と田舎を結ぶよき仕事”に方向をかえて下さる事を期待します！</p>	<p>本事業は発電事業を通じて国や地域を跨いだ社会貢献、調査、工事、メンテナンスといった各段階での地元企業との協業、地元人材の雇用といった社会経済活動を通じた地域活性化、地球温暖化対策や、日本のエネルギー自給率向上に寄与することを目的としております。“都会と田舎を結ぶよき仕事”と思っ頂けるよう丁寧な説明を行ってまいります。</p>

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
39	<p>当該方法書住民説明会に参加したが、改めてこの計画の中止を求める。</p> <p>営利事業として採算が取れるか否かは、具体的な風況観測に拠るのであるが、大幅に手を加える自然エネルギーの活用は、地産地消を原則としてその余剰分を有効活用するという姿勢でなければならない。国立公園にも近接する立地からも尚更である。この点からも本計画は最初から東北・東京電力等管内への送電及び機器の大規模化による発電単価の低下を見込んでいたとの説明であった。</p>	<p>大幅に手を加えることがないよう面的な広域にわたる改変はせず、ヤード及び管理用道路の整備などの点及び線的な範囲の改変を行う中においても既存林道の活用等を行い、可能な限り自然環境への影響を低減いたします。また、本事業においては、まだ売電方法が現時点で確定していない状況であります。</p> <p>国立公園に近接している立地ということも含め、風力発電機配置等にて配慮に努めます。</p>
40	<p>環境生態系保護の視点では、他の方々に譲るが、一つだけ指摘するとすれば、今回の方法書では植生自然度の高い場所をドーナツの穴部分のように変更除外したとのことだったが、おためごかしで自然を馬鹿にしているのではないか。周囲を巨大な風車設備で囲んでしまうのに何の配慮ありや。</p>	<p>ドローン調査で判別した自然度の高い植生のエリアについては、対象事業実施区域から外し、工事時においても改変しない環境保全措置を取っております。また、風力発電機の設置範囲については、面的に広がる範囲の整備ではなく改変はせず、ヤード部及び管理用道路の整備などの点及び線的な範囲の改変とすることで可能な限り、自然や生態系への影響を低減いたします。</p>
41	<p>風車による健康被害が出た場合には、状況を確認して丁寧に対応するとの回答であったが、既設の風車設備でさえ病状と風車の因果関係が定かではないとして訴えが斥けられているのを充分にご存じのせず、風車そのものの改良によって従来品と比較してこれだけ低減させたものを計画しているとの提案でなければならない。</p> <p>いずれにしても、このような状況を勘案するとこの計画の中止撤退を求めざるを得ない。</p>	<p>ご認識のとおり、風力発電機自体の改良が進んでおります。準備書では採用予定の風力発電機の諸元を記載いたします。また、住民説明会では、従来品と比較し、どのような点が改良されてきたかも説明できるよう検討いたします。</p> <p>また、引き続き最新の知見の収集にも努め、ご理解を得られるよう丁寧な説明を行ってまいります。</p>

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
42	建設工事をした際の土地改変によって動植物の生息・生育環境がなくなることや、水質がにごったりすることによる周辺への影響が生じるなどの問題がある。	今後は、動植物の現地調査を実施することで、動植物の生育・生息状況及び土地改変による影響を把握し、計画に反映いたします。また、建設工事を実施する際の水質への影響については、今後現地調査、予測及び評価を実施いたします。

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
43	風車の建設にともなって大滝の財産である森林の景観が損なわれることを懸念しています。豊かな自然環境を傷つけてまで遠方にむけた電気の供給をおこなうことは、根本的に自然保護の観点からみておかしいと思います。	森林を望む眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。また、環境影響評価の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測・評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、自然環境に配慮した事業計画といたします。なお、その結果については、自然保護の観点から、国及び北海道の審査を受けることとなります。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
44	風力発電自体の事業に疑問です。 環境保全と言いつつ、森林は伐採、天然記念物の住む所も分かっているながら侵食し、20年後、撤退する時も地面に埋めたとても長い柱はそのままにするという、やっぱりお金目当てで環境のことなど少しも考えていないのにも関わらず、環境保全な電力などと言い、風力にどんな問題があるか知らない都会の人たちをだますようなやり口。 サギ師と一緒に。ぜひ、東京のど真ん中に風車を建ててください。そんな大量に使用している都会様ならば、都会で電力を作ってください。人が少ない土地を利用して都会の下じきにしないでください。そんなに建てたいのであればご自身の家にお作りください。	事業撤退時に長い柱(基礎)に関する原状回復方法は確定しておりません。また、事業撤退時には関係機関や市町村等と協議を行い、適切に対応いたします。 環境影響を低減するため、可能な限り伐採量の最小化が出来るように計画します。また、伊達市指定の天然記念物である「ハルニレ」については対象事業実施区域内には位置していないことは把握しておりますが、今後、現地調査において、動植物の重要な種の生息・生育状況及び重要な群落の分布状況を把握し、適切に予測及び評価を実施いたします。その結果を踏まえ、環境影響を低減するために環境保全措置を検討いたします。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	効率の悪い開発に反対。	風力事業は太陽光発電事業と比較し、設備利用率が高く、効率の良い発電事業とすることができます。本事業における風力発電設備の設備利用率は、風況調査等を通じて適切に評価を行い、効率の良い開発となるよう検討いたします。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	合理的な理由が見つからないので今回の建設は反対です。	方法書本編2章にも記載のとおり、本事業は、社会情勢を踏まえ、良好な風況が見込まれるエリアにおいて、牧場を活用した営農型の風力発電事業を目指し、持続可能かつ効率的な環境調和のとれたクリーンな電力を創出し、発電事業を通じて国や地域を跨いだ社会貢献、調査、工事、メンテナンスといった

		各段階での地元企業との協業、地元人材の雇用といった社会経済活動を通じた地域活性化、地球温暖化対策や、日本のエネルギー自給率向上に寄与することを目的としております。
--	--	---

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
47	効率の悪い開発には反対です。	風力事業は太陽光発電事業と比較し、設備利用率が高く、効率の良い発電事業とすることができます。本事業における風力発電設備の設備利用率は、風況調査等を通じて適切に評価を行い、効率の良い開発となるよう検討いたします。

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	企業の業績UPの為だけでも受けられるような、効率の悪い開発には反対致します。	風力事業は太陽光発電事業と比較し、設備利用率が高く、効率の良い発電事業とすることができます。本事業における風力発電設備の設備利用率は、風況調査等を通じて適切に評価を行い、効率の良い開発となるよう検討いたします。

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
49	風車はいりません。	ご理解が得られるよう、環境影響を可能な限り回避または極力低減できる事業計画を検討いたします。

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	自然を壊すことはやめてほしいです。	環境影響評価の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	<p>断固反対します。</p> <p>大滝及び周返の豊かな自然や生態系を破壊する事になる事は明らかです。そのリスク背負うほどのメリットが風車発電にあるとは思えない！！</p> <p>地球にとって大切な自然に対する明らかな侵略行為です。</p> <p>ロシアと同じ！！</p> <p>良く考えてほしいです。</p>	<p>風力発電機の設置範囲は、面的な広域にわたる改変はせず、ヤード及び管理用道路の整備などの点及び線的な範囲の改変を行う中においても既存林道の活用等を行い、可能な限り自然環境への影響を低減いたします。</p> <p>風力発電は発電時にCO2や大気汚染物質を排出しないクリーンエネルギーであり、季節や日によって変動はあるものの昼夜問わず発電ができ、地球温暖化対策の一助として地球環境保全に貢献できるエネルギーとして期待されています。また、メリットとしては①市に入る固定資産税の収入増加により、自治体が主体的に使える財源が強化される、②風力発電所の維持管理業務等の地域雇用の検討、③風力発電設備整備の道を林業等の業者と共有することで里山の整備につながること、④長期的には二酸化炭素削</p>

	減により、地域環境の悪化を防げること等と考えております。
--	------------------------------

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	自然環境の破壊に繋がるような風力発電には反対します。	環境影響評価の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	<p>清陵風力発電事業の計画に反対します。以下、理由を述べます。</p> <p>○大滝は国立公園で、保護保全すべき地域で、住民の反対意見が多い</p> <p>数年前にも大滝地区で風車建設計画が立ち上がりましたが、地元有志の働きかけにより勉強会や署名活動などで多くの反対意見が集まり、撤回になった経緯があります。</p> <p>これにより地元住民の風力発電は事業についての反対意見は既に明らかです。</p> <p>地元の反対意見も明らかに、保護すべき自然豊かな国立公園近隣に、環境に影響を与える事で問題の多い風力発電を持ち込むこと自体、自然破壊を促進する行いであり、企業としての環境保護への認識度と良識を疑われても仕方ありません。国立公園を守る上で問題があるのは明白です。故に、計画に反対し、建設計画の撤回を強く求めます。</p>	<p>先行事業では風況が理由で事業区域を変更したと認識しております。本事業は先行事業と異なる事業区域で、牧場を活用した営農型の風力発電事業を目標しております。現地の風況については現在、風況観測塔を設置し、実測しております。現時点では測定を開始した段階であり、十分なデータを取得できておりませんが、今後の手続きにおいて、事業性を判断いたします。</p> <p>また、ご指摘のとおり、本事業は国立公園に隣接しているという特性がありますので、その観点を踏まえて、今後、適切に現地調査、予測及び評価を実施いたします。</p> <p>事業の実施に当たっては地域のみなさまにご理解を頂けるような丁寧な説明を行ってまいります。</p>
54	<p>○ヒグマ生息地の破壊によるヒグマの移動区域の変化の懸念</p> <p>猟友会の方の話では、建設計画地は大滝区内でも特にヒグマが多数生息している地域だと言うことで、ヒグマの生息地に人が入り工事を進めたりすることにより活動範囲が奪われ、今でも大滝区は熊の出没が毎年あるのにさらに民家近くまで下りてくる可能性が高まります。</p> <p>大滝で撤回になった風力発電事業が留寿都村に移行して、現在進んでいる風車建設によって、留寿都地域を追われたヒグマが隣接している大滝区に逃げてきているとの話も聞きます。実際に毎年熊の出没は減らず、今年も既にあちこちに出没しています。これ以上リスクを増やすことは住民の安全を脅かし、生態系の破壊につながる懸念が高いので、建設計画の撤回を強く希望します。</p>	<p>風力発電機の設置は、面的に広がる範囲の改変はせず、ヤード部及び管理用道路の点及び線的な範囲の改変とすることで可能な限りヒグマの生息地の改変による影響を低減いたします。また、現時点では、風力発電所の設置により獣害が増大したという研究報告はありませんが、今後も最新の知見や今後行われる国内での事例等の情報を収集し、対策が必要と考えられる場合には、影響を低減できるよう環境保全措置を検討いたします。</p> <p>ヒグマは全道で増加傾向であり、昔実施されていたような春クマ駆除といった大規模な狩猟も実施されなくなったことから、人を恐れないヒグマも出てきていると考えられます。</p> <p>また、雄のヒグマは広い行動圏をもっており、札幌から苫小牧に移動する等の行動範囲の広い個体が存在している話も聞いているので、そういった個体が大滝周辺に出没しているといった可能性もあります。また、別の地域から雄クマが入ってくること、その地域に元々生息している若いクマや子連れクマの行動範囲も変化することが北海道の事例でも報告されていますので、一概に留寿都の風力の工事が原因で人里に降りるようになったとは現時点では言い切れないと考えております。</p>

		ヒグマの行動の変化に関しては、今度有識者等にヒアリングをしつつ、情報収集に努めてまいります。
55	<p>○景観の悪化についての懸念</p> <p>大滝の名峰、徳舜瞥山・ホロホロ山は、登山愛好者やハイカーにとって素晴らしい山で、初心者や子供達でも登りやすい貴重な登山道です。山頂からの景色は 360 度見渡せ、遠くは内浦湾を望み、支笏湖、洞爺湖の北海道有数の美しい 2 つの湖を一度に眼下に収め、遥か羊蹄山まで見える素晴らしい景観なのです。この素晴らしい地域に風車が立つことにより、大自然の景観が台無しになってしまうのは明白です。故に、建設計画の撤回を強く望みます。</p>	徳舜瞥山及びホロホロ山から望む景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。
56	<p>○風力発電は海上や砂丘などが良いのではと考える</p> <p>低周波問題や環境への影響があることはすでに多々の事例により明らかです。風力発電は人類に有益な電力をもたらすこともできるが、建設区域の設定には非常に気を遣う必要があると考えます。自然は一度人の手が入ると二度と完全に元には戻りません。国立公園と言うのはそれ故に保護すべき区域として国が定めたものであり、風力発電は周囲数キロにまでその影響があり、国立公園内だからダメ、国立公園外だから良いという、そんな単純なものではないということをもっと深く理解していただきたい。実に考えていただきたいのは、建設する皆様方がその風車の側に住みたいかどうか、そして生活圏にその風車があつて欲しいかどうかです。自分たちが住んでない地域だからその地域がどうなっても良い、と考えているのだろうかと思われてもおかしくないような場所に建設計画を立てないで欲しいです。それは御社の環境への認識がどの程度のものかを世間に証すことにもつながり、結果的に御社を社会的な風評から守ることに繋がります。私たちは自然からいただいたもので命を繋いでいます。その自然を破壊していく事は、未来に生きる子供たちへ負の遺産を残すことであり、それは 311 の原発の事故でも明らかです。風力発電は人に豊かさをもたらしてくれるものであつて欲しく、誰もが納得して受け入れることができるように計画して欲しい。風力発電を悪者にせず、未来まで繋げ残すなら、建設区域に関してはもっと繊細に検討して選ぶべきと考えます。特に地域住民への理解を得る事は何より大切です。何故なら、風力発電の長期的な被害を受けるのは建設する側ではなく、周りの自然と生き物、そして住民だからです。御社の良識と、地球環境を愛する心に期待します。</p>	<p>低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成 28 年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされており、引き続き、最新の知見の収集に努めます。</p> <p>ご指摘のとおり、国立公園内だからダメ、国立公園外だから良いということは考えておりません。今後環境影響評価の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果に基づき適切に予測及び評価を行い、必要に応じて環境影響を低減するための環境保全措置を実施すること等により、生活環境および自然環境に配慮した事業計画といたします。その中で風力発電を悪者にせず、未来まで繋げ残すことのできるよう、風力発電機の配置及び変更区域の設定については、慎重に検討いたします。また、地域住民からの理解を得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。</p>

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	大滝地域に大型風車はいらない！！ 未来の子供達に大滝の美しい風景を残したい。 ぜひ中止して下さい。	ご懸念されている景観を含めた項目については、今後現地調査、予測及び評価を実施し、環境影響を回避または低減してまいります。

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
58	風力発電は環境面から評価を受けているところですが、自然保護の面から再考する必要があると思います。	ご認識のとおり、風力発電は環境影響評価の手続きにおいて、環境面で審査を受けることとなっております。ここでいう環境は生活環境と自然環境の両

		方を含んでおり、今後実施する現地調査、予測及び評価の結果については、自然保護の観点からも、審査を受けることとなります。
--	--	---

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	<p>①自然環境への影響について 当事業の計画地は国立公園に隣接した樹林地を含みます。当地は風衝地であるため、直接改変しない場合でも、開発の影響は樹林環境の変化を通して国立公園の自然環境にまで及ぶものと考えます。貴重な動植物の生息・生育環境の悪化は大きな価値の損失です。</p> <p>②土砂災害の危険について 当事業の計画地の半分以上の面積が保安林指定を受けています。森林伐採や道路造成が原因となり、土砂災害が発生する可能性があります。</p> <p>③景観について 計画地周辺は豊かな自然を楽しむべく、多くの登山者や観光客が訪ねる場となっています。当計画は特に、徳峻瞥山やホロホロ山、樽前山、恵庭岳といった山々からの自然景観を大きく損ねるものとなっています。また、当方法書における景観評価は、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、H25) (以下「ガイドライン」とする) に則っていません。</p> <p>以上より、計画の白紙化を求めます。</p>	<p>①風力発電機の設置範囲は、主にヤード部及び管理用道路などの点及び線的な限られた範囲の改変であり、ご指摘のとおり、樹林伐採も一部発生するかと思われませんが、管理用道路については既存の道を使用するなど、樹林伐採を極力回避するよう工事を進めてまいります。上記の限られた区域の改変内容を踏まえ、樹林環境の変化を通して、直接改変しない国立公園の自然環境に影響を及ぼすことはないものと認識しております。また、工事時には、改変区域及びその周囲における重要な動植物への影響が考えられることから、事前に動植物調査を実施し、重要な動植物の生育・生息状況を把握し、専門家の意見も踏まえながら、改変に対する環境保全措置を策定してまいります。</p> <p>②ご指摘のとおり、計画地に保安林が分布しております。保安林については、可能な限り改変面積の縮小が出来るように計画します。そして、ご懸念頂いているような土砂災害については、風力発電機の配置計画の熟度が高まり次第、森林管理署との保安林に係る「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から協議を行います。</p> <p>③本事業は国立公園内に風力発電機を設置しないことから、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、平成 25 年 3 月) の適用対象外と理解しておりますが、同ガイドラインに示された予測の手法や環境保全措置を参考にして客観的な予測や保全措置の検討を行い、徳峻瞥山、ホロホロ山、樽前山及び恵庭岳から望む眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>
60	<p>以下、①と③について詳細を記述します。</p> <p>①自然環境への影響について ◇「ガイドライン」<第 2 章 第 1 段階 (1) p5>「表 1 風力発電施設の立地を除外すべき地域を規定した許可基準等」の中では、「第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等であるもの」として「自然環境保全基礎調査 現存植生図で以下に該当する地域 II コケモモトウヒクラス域自然植生」及び「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査 において特定植物群落に選定された地域 等」が挙げられています。</p> <p>当計画の風力発電機設置予定地はこれに該当しませんが、該当地域(国立公園第 3 種特別地域のうち「ササーダケカンバ群落」(II コケモモトウヒクラス域自然植生) 及び特定植物群落「支笏湖畔自然林」と連続し、近接した樹林地となっています。</p> <p>風衝地では、開発により生じた林縁から周辺樹林地に乾燥化などの影響が生じる恐れがあることを考えると、上記「除外すべき地域」に開発の影響が及ぶ可能性があり、これは回避すべきと考えます。</p>	<p>風力発電整備に伴う改変では、一部樹林伐採が生じることから、改変エリアの周囲の乾燥化の可能性もあります。これについては、事前に動植物、生態系の調査を実施することで重要な動植物の生育・生息状況を把握し、専門家の意見も踏まえながら、改変に対する環境保全措置を策定してまいります。また、ご指摘のあった支笏洞爺国立公園の第 3 種特別地域と連続した樹林地については、既に送電線や牧場などで成立している林縁部より稜線側において森林伐採を極力しないよう、努めてまいります。</p>

	<p>以上より、支笏洞爺国立公園第3種特別地域と連続した樹林地については、既に送電線や牧場などで成立している林縁部より稜線側については森林伐採を行わないでください(計画の発電機17基が該当)。</p>	
61	<p>③景観について</p> <p>◇「ガイドライン」<第2章 第2段落「(4) 視認可能性がある展望地ごとの眺望に対する支障程度の確認」p22>では、主眺望方向への介在や眺望対象・眺望構成要素への介在がない場合でも、「垂直見込角:0.5° 以上の場合は「眺望への支障の可能性あり」と判断し、該当する眺望点を「保全対象展望地」として抽出し、より慎重な検討が必要」とされています。</p> <p>これをふまえ、支笏洞爺国立公園内については、主要な眺望点抽出の際に基準とする垂直見込角を1°ではなく、0.5°として再抽出を行ってください。</p> <p>なお、「(仮称)伊達・千歳ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」では、恵庭岳からの垂直見込角が0.9°となっています。(仮称)伊達・千歳ウィンドファーム事業と本事業は計画地が重複していることから、同程度の垂直見込角となると見込まれます。このため、恵庭岳は「保全対象展望地」に該当すると考えます。</p> <p>◇特別保護地区に隣接する樽前山登山道や第1種特別地域である風不死岳山頂からは垂直見込角が0.5を超える可能性があるのに加え、主要な眺望対象となる羊蹄山への主な眺望方向に計画地が介在する可能性もあります。</p> <p>「ガイドライン」では「風力発電施設が主眺望方向に介在する場合は介在しない場合と比較してより慎重に眺望への支障の程度を判断する必要がある。ただし、例えば同じ垂直見込角であっても「眺望対象となる山稜の山頂にスカイラインを切断する状態で設置された場合」と「眺望対象となる山稜の裾野にスカイラインを切断せずに設置された場合」とで眺望に対する支障の程度は大きく異なるため、眺望への支障が大きい(小さい)と判断する一律の数値基準を設定するのは困難である。このため、個々の事業計画、展望地の状況に応じて、見込角が過大であるか否かを判断する必要がある。」とあります。また、「垂直見込角が過大でない場合は眺望への支障の可能性ありと判断し、該当する眺望点を「保全対象展望地」とし、垂直見込角が過大な場合は眺望への支障が大きいと判断し、事業計画を修正する」となっています。</p> <p>前記のように支笏洞爺国立公園内について基準角度を0.5°として主要な眺望点を抽出した上で、恵庭岳、樽前山登山道及び風不死岳山頂については、見込角が過大であるか否かを判断し、「保全対象展望地」として予測・評価を行うか、事業計画を修正してください。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>本事業は国定公園内に風力発電機を設置しないことから、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、平成25年3月)の適用対象外と理解しておりますが、同ガイドラインに示された予測の手法や環境保全措置を参考にして客観的な予測や保全措置の検討を行います。</p> <p>なお、恵庭岳につきましては、地形及び樹木による遮蔽を考慮しない場合の見えの大きさは約0.8度となりますが、可視領域図において風力発電機が視認される可能性がある範囲は、現在立ち入りが規制されるエリアであり、登山利用が可能である登山道の全域については、地形に遮蔽され風力発電機が視認されない事を確認しております。</p> <p>樽前山及び風不死岳からの眺望への影響については風力発電機の見えの大きさのみで評価されるものではなく、景観資源及び主眺望対象との介在、主要な眺望方向など、複数の要因が重なり合うものと考えております。今後の手続きにおいて現地調査を実施し、客観的な予測や保全措置の検討を行い、樽前山及び風不死岳からの眺望に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。</p>

○日刊新聞紙における公告

令和4年8月18日(木)北海道新聞(朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 オリックス株式会社
代表者の氏名 代表執行役 井上亮
事務所の所在地 東京都港区浜松町二丁目四番一号

二、対象事業の名称 (仮称)清陵風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:最大十八万九千キロワット
基数:最大四十五基
北海道伊達市大滝区

三、対象事業実施区域 北海道伊達市、千歳市

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 北海道環境生活部環境保全局環境政策課、北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課、伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課、伊達市大滝総合支所地域振興課、千歳市役所市民環境部環境課

五、縦覧の場所・時間 北海道環境生活部環境保全局環境政策課、北海道胆振総合振興局保健環境部環境生活課、伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課、伊達市大滝総合支所地域振興課、千歳市役所市民環境部環境課

電子縦覧 <https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html>
期 間 令和四年八月十八日(木)から
令和四年九月二十一日(水)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和四年十月五日(水)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時 千歳市民文化センター視聴覚室
(北海道千歳市北栄二丁目一番十一号)
令和四年八月二十八日(日)十八時から
二 大滝基幹集落センター集會室
(北海道伊達市大滝区本郷町八十四番地二)
令和四年八月三十日(火)十八時から

※新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、やむを得ず説明会の実施を中止又は延期する場合もございます。中止又は延期の場合は、事業者ウェブページにてご案内いたします。
(URL) <https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html>

八、問い合わせ先 オリックス株式会社 事業開発部 風力チーム
〒105-1513 東京都港区浜松町二丁目四番一号
世界貿易センタービル南館
電話 〇三(六七七七)三五三八(問い合わせ時間:
土日・祝日を除く午前十時から午後五時まで)

○広報による「お知らせ」
 広報だて (令和4年8月号 vol.768)



「(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書」の 縦覧と説明会

■ オリックス株式会社事業開発部風力チーム (☎03-6777-3538)

縦覧場所

- 商工観光課 (第2庁舎 ☎82-3209)
- 大滝総合支所 (☎82-6748)

縦覧期間

8月18日(水)～9月21日(水)
 (土・日曜日、祝日を除く開庁時間内)

縦覧書類

(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書

電子縦覧

オリックス株式会社ホームページ
<https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html>
 などご覧いただけます。

意見の提出方法

環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え置いてある用紙に住所・氏名・意見(理由を含む)を記入し、意見書箱に投函してください。

意見の受付期間

8月18日(水)～10月5日(水)

説明会の開催

(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書の説明会を開催します。

日時

8月30日(水) 午後6時～

場所

大滝基幹集落センター

※中止・延期の場合は、オリックス株式会社ホームページでお知らせします





小型計量器 (はかり) 定期検査のお知らせ

■ 商工観光課商工観光係 (第2庁舎 ☎82-3209)

日時・場所		
日	時間	検査場所
9月26日(月)	午前 9時30分～11時30分	市民活動センター
	午後 1時30分～4時30分	市民活動センター
9月27日(火)	午後 1時30分～2時30分	白鳥館
9月28日(水)	午前 9時30分～10時30分	大滝総合支所横車庫
	午後 3時30分～4時30分	はまなす館

対象

- 商品売買・運送・医薬品の調剤などに使用する計量器
- 病院・学校の体重測定、積み荷の重量測定などに使用する計量器

※検査手数料がかかります

今年度は、「計量器」定期検査の実施年度です。

定期検査を行う前に事前調査を行い、対象の方に受検のご案内をお送りしますが、市では連絡がないと購入者の把握ができないため、新規で小型計量を購入した方は必ず担当にご連絡ください。



北ガス文化ホール … 市民文化センター
ダイナックスアリーナ … スポーツセンター

TOWNGUIDE

まちのお知らせ・催し・募集・たうんがいど

電子情報通信学会の科学教室 不思議がいっぱい科学の世界

音の不思議やインターネット通信の仕組み、画像処理体験、ロボットの頭脳はどうなっているのかなど、体験がいっぱいの科学教室です。

⑧ 小学5年生～中学3年生と保護者

⑨ 9月10日④/13時～16時10分

⑩ 公立千歳科学技術大学(シャトルバスの運行はありません)

⑪ 無料 ⑫ 20人(申込順/保護者を含みません)

⑬ 8月26日④まで/住所、☎番号、✉メールアドレス、参加証受取方法(郵送、⑭、⑮)、保護者を含む参加者全員の氏名と学年を記入し、⑯郵送のいずれかで申し込み

⑰ 大阪大学大学院情報科学研究科尾上研究室「子どもの科学教室」係
⑱ 565-0871 大阪府吹田市山田丘1-5
☎ 06(6879)4525 ⑲ 06(6879)4529
⑳ ieice-kagaku@ist.osaka-u.ac.jp

2級・3級リテールマーケティング 販売士養成講習会

㉑ 学生、一般 ㉒ [2級]9月7日～10月5日の毎週④(全5回)/13時～17時 [3級]9月14日～10月12日の毎週④(全5回)/13時～17時

㉓ 千歳商工会議所

㉔ 2級:21,000円/3級:16,000円(指定テキスト代など) ㉕ 8月25日④まで/☎か④で申し込み

㉖ 千歳商工会議所総務課
☎ (23)2175 ⑳ (22)2122

㉗ ちとせ販売士会

田所 ☎090(9752)3571

市民協働事業 障がい者理解のための研修会 手話のおもしろ裏ばなし

《みんなをつなげる会》と市の協働事業です。

[第一部]講演/講師 佐藤 義典 氏

[第二部]参加者と一緒に簡単な手話体験

㉘ 障がいの理解に興味、関心のある方
㉙ 8月21日④/10時～11時30分

㉚ 北ガス文化ホール3階中会議室

㉛ 無料 ㉜ 35人(申込順)

㉝ 8月12日④まで/氏名・連絡先を明記し二次元コードか㉞㉟のいずれかで申し込み ㊱㊲ 手話通訳、要約筆記あり

㊳ 障がい者支援課

☎ (24)0327 ㊴ (23)6700

㊵ shogaishien@city.

chitose.lg.jp



見る/学ぶ

LEARNING

ちとせ環境と緑の財団からのお知らせ

▼花いっぱいコンクール受賞作品展示会
各部門・部における最優秀賞・優秀賞及び特別賞受賞作品の花壇写真・講評

㊶ 8月25日～9月6日

㊷ イオン千歳店1階フードコート内 ㊸ 無料

▼緑の相談

㊹ 庭木や果樹の管理剪定、庭の草花の育て方、野菜の栽培などについて、専門家が相談を受けます。/㊺ 専門家を派遣します。

㊻ ①8月30日④10時～16時/㊼ 相談により日程を調整

㊽ 前日までに㊾で申し込み ㊿ 無料

▼庭木などを譲ります

ジャクヤク5株、ジャーマンアイリス10株、オンコ3本、洋ラン4鉢

㊿ ちとせ環境と緑の財団

☎ (22)1117 ㊿ (22)1118

地元就職・人材確保支援事業 実施プログラムのご案内

▼個別就職相談

キャリアアドバイザーが、履歴書作成から面接まで併走型の就職サポートをします。

㊿ 8月23日④/10時～17時/1人45分程度 ※次回は9月23日④開催。

㊿ 総合福祉センター307号

㊿ 6人(申込順)

▼企業向けDX人材育成セミナー

デジタル人材の育成・定着に必要な企業の環境整備について学ぶセミナーです。

㊿ 8月30日④/13時～14時

㊿ 北ガス文化ホール4階小会議室1
㊿ 15社(申込順)

▼女性・高齢者向け求人企業説明会

女性・シニアが働きやすい市内企業とのマッチングプログラムです。

㊿ 9月11日④/13時～16時

㊿ 北ガス文化ホール4階大会議室
㊿ なし(要申込)

※託児あり。(事前に予約が必要です)

▼▼共通事項

㊿ ☎か④で申し込み/㊿ ㈱K G 情報札幌支社/平日9時～18時

☎ 0800(800)0202 ㊿ 011(213)1308

㊿ 困商業労働課

☎ (24)0602 ㊿ (22)8851

㊿ https://www.city.chitose.lg.jp/docs/4468.html

新型コロナウイルス感染症の影響により、内容が変更になることがあります。最新情報は各種団体のホームページが電話などでご確認ください。イベントなどに参加する際は、手洗いや手指消毒の徹底、マスク着用、距離をとるなどの《新北海道スタイル》の実践をお願いします。

お知らせ

INFORMATION

風力発電事業

環境影響評価方法書の縦覧・説明会

民間の電力会社が伊達市大滝区で計画している「(仮称)清陵風力発電事業」の環境影響評価の対象地域に千歳市が含まれています。環境保全の側面から市民の方の意見などをいただくため、環境への影響に対する評価方法ととりまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧および住民説明会を行います。

▼(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧

㊿ 8月18日～9月21日

㊿ 市役所本庁舎1階 環境課

▼住民説明会

㊿ 8月28日④/16時～

㊿ 北ガス文化ホール3階視聴覚室

㊿ 環境課

☎ (24)0594 ㊿ (22)8851

北海道水資源の保全に関する条例 土地取引の事前届出について

水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合、土地の権利者は、契約締結の3か月前までに知事へ届出が必要となります。

㊿ 土地の所在する北海道総合振興局・振興局、または道の事務の権限移譲市町村(稚内市、北斗市、倶知安町、上富良野町、下川町、枝幸町、厚真町、むかわ町) ※指定地域は、地域を管轄する道総合振興局・振興局、または北海道のホームページで確認できます。

㊿ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusen/mizusen.html

㊿ 北海道総合政策部計画局土地水対策課
☎ 011(204)5178

○インターネットによる「お知らせ」

(北海道のウェブサイト1)

北海道のウェブサイト1のヘッダー部分。左側には北海道のロゴと「北海道」の文字、右側には「Foreign Language」のリンクがあります。中央には「カテゴリから探す」、「組織から探す」、「防災情報」のアイコンがあり、右側にはGoogleの検索ボックスと「検索」ボタンがあります。

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 案件個票_法73_(仮称) 消陵風力発電事業

案件個票_法73_(仮称) 消陵風力発電事業

法73:(仮称) 消陵風力発電事業

事業名	(仮称) 消陵風力発電事業
事業者	リックス株式会社
事業の種別	風力発電所
事業の規模	電力:80,000kW
事業実施区域	伊達市久保町
関係市町村	伊達市、千歳市
	令和2年(2021年)7月29日
公告日	令和3年(2021年)7月30日~令和3年(2021年)8月31日
展覧期	令和3年(2021年)7月30日~令和3年(2021年)8月31日 北海道環境生活部環境政策課
展覧場所	北海道総合行政情報センター環境政策課 伊達市庁舎第二庁舎経産環境部工務課
配属書	伊達市大黒社会福祉地域センター 千歳市庁舎市民環境政策課
	事業公示ファイル
インターネットによる公表	
説明会	
一般意見提出期間	令和3年(2021年)8月31日
公募意見	令和3年(2021年)10月26日 公募意見の公表
公告日	令和4年(2022年)6月18日
展覧期	令和4年(2022年)6月18日~令和4年(2022年)9月21日
展覧場所	北海道環境生活部環境政策課 北海道総合行政情報センター環境政策課 伊達市庁舎第二庁舎経産環境部工務課
伊達市	伊達市大黒社会福祉地域センター 千歳市庁舎市民環境政策課
	事業公示ファイル
伊達市	千歳市総合文化センター環境政策
説明会	令和4年(2022年)6月28日(金) 14:00~ 大黒総合事業センター 第1会議室
一般意見提出期間	令和4年(2022年)8月30日(水) 14:00~
公募意見	令和4年(2022年)10月5日
公告日	
展覧期	
展覧場所	
伊達市	インターネットによる公表
千歳市	インターネットによる公表
環境生活部	公告日
	公告日

カテゴリー

- > お知らせ
- > 環境影響評価・特定開発行為

環境保全局環境政策課メニュー

- ① 注目情報
- ② 入札情報等
 - > 入札
 - > バブコム
 - > 公告
- ③ トピックス
- ④ 関連機関
- ⑤ 関連リンク
- ⑥ 政策一覧
 - > 行政情報
 - > 環境政策
 - > 環境教育
 - > 協働・普及啓発
 - > 環境影響評価・特定開発行為
 - > 水道・飲用井戸
 - > 大気・水環境・公害防止
 - > 廃棄物・リサイクル
 - > 自然環境・生物多様性
 - > エゾシカ対策
 - > 地球温暖化・低炭素社会
 - > 適応策

(北海道のウェブサイト2)

カテゴリ [お知らせ](#) > [環境影響評価・特定開発行為](#) >

環境保全局環境政策課のカテゴリ [環境影響評価・特定開発行為](#) >

このページに関するお問い合わせ

環境保全局環境政策課 環境影響審査係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL : 011-204-5981
FAX : 011-232-1301

[お問い合わせフォーム](#) >

最終更新日：2022年8月16日（木曜日）

PDFファイルをご覧いただくためには、Acrobat Readerのプラグイン（無償）が必要となります。
お持ちでない場合は、お使いの機種とスペックに合わせたプラグインをインストールしてください。
[Acrobat Readerをダウンロードしてください](#)



[お問合せ・相談窓口](#) [庁舎のご案内](#) [サイトポリシー](#) [個人情報の取扱いについて](#) [サイトマップ](#)



〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011-231-4111（総合案内）
一般的な業務時間：8時45分から17時30分（土日祝日および12月29日～1月3日はお休み）
法人番号：7000020010006



くらし・安全



産業・観光



子ども・教育・文化



健康・福祉



市民協働



市政情報



連絡から探す

ホーム > 産業・観光 > 企業誘致・支援 > 「(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と住民説明会



企業誘致・支援

- 「(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と住民説明会
- 小型計量器 (はかり) 定期検査
- 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業者・労働者支援について
- 生産性向上特別措置法に基づく中小企業による設備投資の支援について
- 伊達市企業立地のガイド (企業誘致のご案内)
- 中小企業振興条例に基づく助成制度
- 伊達市中小企業振興基金助成制度
- 信用保証料の補助制度
- セーフティネット保証制度
- 地域商社型チャレンジショップ支援事業補助金
- 労働相談窓口

「(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と住民説明会

このページでは次の情報をご案内しています。

住民説明会

オリックス株式会社が伊達市大滝区で風力発電事業を計画していることに伴い、環境影響評価法の規定により、環境安全の見地から意見を求めるため、関係地域の伊達市で「(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、住民説明会を開催します。

縦覧場所

- 伊達市役所商工観光課
所在地：伊達市役所第2庁舎・伊達市鹿島町20番地1
電話：0142-82-3209
- 大滝総合支所地域振興課
所在地：大滝総合支所・伊達市大滝区本町85番地
電話：0142-82-6748

縦覧期間

令和4年8月18日(木曜日)から9月21日(水曜日)
午前8時45分から午後5時30分
※土曜日・日曜日、祝日を除く

電子縦覧

(仮称) 清陵風力発電事業環境影響評価方法書の内容はこちらをご覧ください。

[閲覧リンク](#) [オリックス株式会社電子縦覧用\(外部リンク\)](#)

意見の提出方法

環境影響評価方法書について環境安全の見地からご意見をお持ちの方は、縦覧場所に置いてある用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を記入して、意見書箱に投函してください。

受付期間

令和4年8月18日(木曜日)から10月5日(水曜日)

(伊達市のウェブサイト2)

住民説明会

日時

令和4年8月30日(火曜日)午後6時から

場所

大滝基幹集落センター集会所

所在地: 伊達市大滝区本郷町84番地1

内容

環境影響評価法の規定に基づき、(仮称)酒蔵風力発電事業環境影響評価方法書の説明をします。

・新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、やむを得ず説明会の実施を中止・延期する場合があります。中止・延期の場合は、オリックス株式会社のホームページで案内します

お問い合わせ先

経済環境部商工観光課商工観光係

電話 0142-82-3209

✉ [メールでのお問い合わせはこちら](#)

[当サイトについて](#)

[リンク集](#)

[アクセスと利用案内](#)

[個人情報取扱説明](#)

[免責事項](#)

伊達市役所

<本庁舎> 〒052-0024 北海道伊達市扇島町20-1

電話: 0142-23-3331(代表) FAX: 0142-23-4414

<大滝総合支所> 〒052-0301 北海道伊達市大滝区本町85-1

電話: 0142-82-6748 FAX: 0142-68-6301

開庁時間: 平日(月曜日から金曜日)午前8時45分から午後5時30分
(土曜日、日曜日、祝日、12月31日から翌年1月5日まで除く)



 [伊達市のプロフィール](#)

 [伊達市へのアクセス](#)

 [お問い合わせ](#)

「(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧と説明会について

[いいね10](#) [シェアする0](#) [ツイート](#) [LINEで送る](#)

ページ内目次 [縦覧](#) [住民説明会](#)

オリックス株式会社が伊達市大滝区で風力発電事業を計画しているに伴い、環境影響評価法の規定により、環境保全の見地からの意見を求めるため、関係地域の千歳市において「(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

縦覧

縦覧場所	千歳市役所市民環境部環境課
縦覧期間	令和4年8月18日(木)から令和4年9月21日(水) (午前8時45分～午後17時15分、土・日・祝祭日を除く)
縦覧書類	(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書 (仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書の内容はこちらをご覧ください。 関連リンク オリックス株式会社(外部リンク) 電子縦覧用URL https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html
意見	環境影響方法書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、意見書箱に投函ください。 意見の受付期間は令和4年8月18日(木)から令和4年10月5日(水)までです。

新着・イベント

- > 新着情報
- > イベント案内
- > イベントカレンダー
- > 募集

(千歳市のウェブサイト2)

住民説明会

日時	令和4年8月28日(日)16時から
場所	千歳市民文化センター視聴覚室(所在地:千歳市北栄2丁目2番11号)
内容	環境影響評価法の規定に基づき、(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書の説明をします。 :: 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、やむを得ず説明会の実施を中止又は延期する場合がございます。 中止又は延期の場合は、事業者ウェブページにてご案内いたします。

カテゴリ

環境計画・環境保全

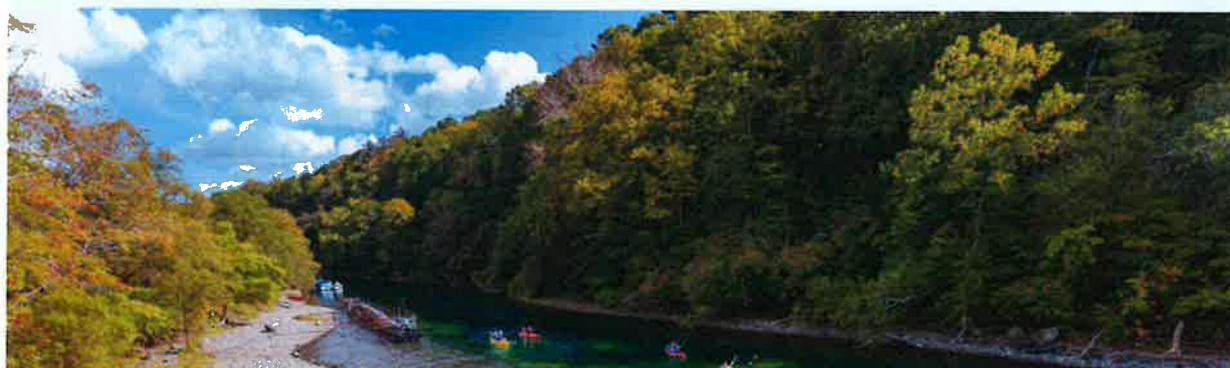
お問い合わせ

環境保全係

電話: [0123-24-0594](tel:0123-24-0594)(直通)

リンクURL: [市民環境部環境課へのお問い合わせフォーム\(ページが移動します\)](#)

公開日:2022年8月18日



千歳市

住所	〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地
電話番号	0123-24-3131(代表)
業務時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時15分
法人番号	2000020012246

- ▶ サイトマップ
- ▶ このサイトについて
- ▶ 個人情報の取り扱い
- ▶ ウェブアクセシビリティ方針

公式SNSもチェック!  

© 2020 Chitose City

(当社のウェブサイト)

〔仮称〕清陵風力発電事業 環境影響評価方法書

オリックスは、1995年から風力発電事業に参入しています。出力が1万kW以上となる風力発電事業者は、環境影響評価方法書の公表が義務付けられています。

- 表紙・目次  [132KB]
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  [45KB]
- 第2章 対象事業の目的及び内容  [7MB]
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況  [30MB]
- 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果  [8MB]
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解  [1MB]
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  [14MB]
- 第7章 その他環境省令で定める事項  [12MB]
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  [71KB]
- 資料編  [9MB]
- 要約書  [21MB]
- HP用ご意見用紙  [124KB]

【縦覧期間】

令和4年8月18日(木)～令和4年9月21日(水)

【意見募集期間】

令和4年8月18日(木)～令和4年10月5日(水)

【意見書の提出】

環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和4年10月5日(水)までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

【縦覧場所】

北海道庁／北海道環境生活部環境保全局環境政策課、胆振総合振興局保健環境部環境生活課（09：00-17：00）

伊達市／伊達市役所第二庁舎経済環境部商工観光課、伊達市大滝総合支所地域振興課（08：45-17：30）

千歳市／千歳市役所市民環境部環境課（08：45-17：15）

※ いずれも、土、日、祝日を除く

【住民説明会】

開催日時・場所

1. 令和4年8月28日（日）午後4時から

千歳市民文化センター視聴覚室（北海道千歳市北栄2丁目2番11号）

2. 令和4年8月30日（火）午後6時から

大滝基幹集落センター集会所（北海道伊達市大滝区本郷町84番地1）

※ 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、やむを得ず説明会の実施を中止又は延期する場合がございます。中止又は延期の場合は、事業者ウェブページにてご案内いたします。

お問い合わせ先（宛先）

オリックス株式会社 事業開発部風力チーム

〒105-5135 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル南館

電話：03-6777-3538（お問い合わせ時間：土、日を除く10：00-17：00まで）

○ご意見記入用紙

「(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)清陵風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へ郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒105-5135 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル南館
オリックス株式会社 事業開発部 風力チーム 宛

○意見書の提出期限 令和4年10月5日(水)〔当日消印有効〕

意 見 書

令和4年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。